許可証一覧

許可の種類	区分	許可番号	許可年月日	有効年月日	産業廃棄物の種類															
					燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず	動植物性残渣	ゴムくず	金属くず	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁	鉱さい	がれき類	ばいじん
産業廃棄物収集運搬業	長崎県	04210002439	R5.11.5	R10.11.4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	長崎市	07912002439	R5.11.5	R10.11.4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	佐賀県	04107002439	R6.3.18	R11.3.17	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	福岡県	04000002439	R2.10.30	R7.10.29	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	熊本県	04305002439	R5.11.22	R10.11.19	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	大分県	04407002439	R4.11.17	R9.11.16	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	宮崎県	04504002439	R4.2.1	R9.1.31	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	鹿児島県	04608002439	R3.7.3	R8.7.2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	山口県	03500002439	R6.1.16	R11.1.15	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
産業廃棄物処分業	長崎県	04220002439	R2.11.5	R9.11.4		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	
	長崎市	07922002439	R5.11.5	R10.11.4		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	

許可の種類	区分	許可番号	許可年月日	有効年月日	特別管理産業廃物の種類								
					燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	ばいじん	鉱さい	廃石綿等	感染性産業廃棄物
特別管理産業廃棄物収集運搬業	長崎県	04250002439	R5.7.15	R10.7.14	○ ※1	○ ※2	○ ※3	○ ※4	○ ※5	○ ※1		○	○
	長崎市	07962002439	R5.6.28	R10.6.27		○ ※6	○ ※7	○ ※8	○ ※9			○	○
	佐賀県	04157002439	R5.9.29	R10.9.28		○ ※6	○ ※7	○ ※8	○ ※9				○
	福岡県	04050002439	R5.8.24	R10.8.23	○ ※1	○ ※10	○ ※26	○ ※11	○ ※12	○ ※13	○ ※27	○	
	熊本県	04355002439	R5.11.6	R10.9.29	○ ※1	○ ※2	○ ※3	○ ※14	○ ※15	○ ※18	○ ※1	○	○
	鹿児島県	04650002439	R5.7.6	R10.7.5		○ ※6	○ ※7	○ ※8	○ ※9			○	○
	大分県	04457002439	R4.12.28	R9.12.27	○ ※19	○ ※17	○ ※26	○ ※4	○ ※5	○ ※16	○ ※18		
特別管理産業廃棄物処分業	長崎県	04270002439	R5.7.27	R10.7.26		○ ※20	○ ※3	○ ※21	○ ※22				○
	長崎市	07972002439	R5.7.27	R10.7.26		○ ※23	○ ※7	○ ※24	○ ※25				○

※1、特定有害産業廃棄物のうち、ｶﾄﾞﾐｳﾑ、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、ヒ素、セレン及びその化合物を含むことにより有害なものに限る。

※2、特定有害産業廃棄物のうち、水銀、ｶﾄﾞﾐｳﾑ、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、ヒ素及びその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1.2ジクロロエタン、1.1ジクロロエチレン、シス1.2ジクロロエチレン、1.1.1トリクロロエタン、1.1.2トリクロロエタン、1.3ジクロロプロペン、ベンゼン、セレン又はその化合物、1-4ジオキサンを含むことにより有害なものに限る。

※3、揮発性油、灯油類及び軽油類、特定有害産業廃物のうちトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1.2ジクロロエタン、1.1ジクロロエチレン、シス1.2ジクロロエチレン、1.1.1トリクロロエタン、1.1.2トリクロロエタン、1.3ジクロロプロペン、ベンゼン、1-4ジオキサンを含むことにより有害なものに限る。

※4、PH2.0以下のもの、又は特定有害産業廃棄物のうち、水銀、ｶﾄﾞﾐｳﾑ、鉛及びその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、ヒ素及びその化合物、シアン化合物、セレン又はその化合物を含むことにより有害なものに限る。

※5、PH12.5以上のもの、又は特定有害産業廃棄物のうち、水銀、ｶﾄﾞﾐｳﾑ、鉛及びその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、ヒ素及びその化合物、シアン化合物、セレン又はその化合物を含むことにより有害なものに限る。

※6、特定有害産業廃棄物のうち、水銀又はその化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを含むことにより有害なもの

※7、揮発性油、灯油類及び軽油類、特定有害産業廃物のうちトリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを含むことにより有害なもの

※8、PH2.0以下、又は特定有害産業廃棄物のうち水銀、ｶﾄﾞﾐｳﾑ、鉛又はその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、ヒ素又はその化合物、シアン化合物を含むことにより有害なもの

※9、PH12.5以上、又は特定有害産業廃棄物のうち水銀、ｶﾄﾞﾐｳﾑ、鉛又はその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、ヒ素又はその化合物、シアン化合物を含むことにより有害なもの

※10、特定有害産業廃棄物のうち、水銀、ｶﾄﾞﾐｳﾑ、鉛及びその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、ヒ素及びその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1.2ジクロロエタン、1.1ジクロロエチレン、シス1.2ジクロロエチレン、1.1.1トリクロロエタン、1.1.2トリクロロエタン、1.3ジクロロプロペン、ベンゼン、セレン又はその化合物を含むことにより有害なものに限る。

※11、PH2.0以下のもの、又は特定有害産業廃棄物のうち、水銀、ｶﾄﾞﾐｳﾑ、鉛及びその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、ヒ素及びその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、セレン又はその化合物を含むことにより有害なものに限る。

※12、PH12.5以上のもの、又は特定有害産業廃棄物のうち、水銀、ｶﾄﾞﾐｳﾑ、鉛及びその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、ヒ素及びその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、セレン又はその化合物を含むことにより有害なものに限る。

※13、特定有害産業廃棄物のうち、水銀、ｶﾄﾞﾐｳﾑ、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、ヒ素及びその化合物を含むことにより有害なものに限る。

※14、PH2.0以下のもの、又は特定有害産業廃棄物のうち、水銀、ｶﾄﾞﾐｳﾑ、鉛及びその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、ヒ素及びその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを含むことにより有害なものに限る。

※15、PH12.5以上のもの、又は特定有害産業廃棄物のうち、水銀、ｶﾄﾞﾐｳﾑ、鉛及びその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、ヒ素及びその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを含むことにより有害なものに限る。

※16、特定有害産業廃棄物のうち、水銀、ｶﾄﾞﾐｳﾑ、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、ヒ素、セレン及びその化合物、ダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。

※17、特定有害産業廃棄物のうち、水銀、ｶﾄﾞﾐｳﾑ、鉛及びその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、ヒ素及びその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1.2ジクロロエタン、1.1ジクロロエチレン、シス1.2ジクロロエチレン、1.1.1トリクロロエタン、1.1.2トリクロロエタン、1.3ジクロロプロペン、ベンゼン、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。

※18、特定有害産業廃棄物のうち、水銀、ｶﾄﾞﾐｳﾑ、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、ヒ素、セレン及びその化合物を含むことにより有害なものに限る。

※19、特定有害産業廃棄物のうち、ｶﾄﾞﾐｳﾑ、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、ヒ素、セレン及びその化合物、ダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。

※20、特定有害産業廃棄物のうち、ｶﾄﾞﾐｳﾑ、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、ヒ素及びその化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1.2ジクロロエタン、1.1ジクロロエチレン、シス1.2ジクロロエチレン、1.1.1トリクロロエタン、1.1.2トリクロロエタン、1.3ジクロロプロペン、ベンゼン、セレン又はその化合物を含むことにより有害なものに限る。

※21、PH2.0以下のもの、又は特定有害産業廃棄物のうち、ｶﾄﾞﾐｳﾑ、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、ヒ素及びその化合物、セレン又はその化合物を含むことにより有害なものに限る。

※22、PH12.5以上のもの、又は特定有害産業廃棄物のうち、ｶﾄﾞﾐｳﾑ、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、ヒ素及びその化合物、セレン又はその化合物を含むことにより有害なものに限る。

※23、特定有害産業廃棄物のうち、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを含むことにより有害なもの

※24、PH2.0以下のもの、又は特定有害産業廃棄物のうち、ｶﾄﾞﾐｳﾑ、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、ヒ素及びその化合物を含むことにより有害なものに限る。

※25、PH12.5以上のもの、又は特定有害産業廃棄物のうち、ｶﾄﾞﾐｳﾑ、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、ヒ素及びその化合物を含むことにより有害なものに限る。

※26、揮発性油、灯油類及び軽油類、特定有害産業廃物のうちトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1.2ジクロロエタン、1.1ジクロロエチレン、シス1.2ジクロロエチレン、1.1.1トリクロロエタン、1.1.2トリクロロエタン、1.3ジクロロプロペン、ベンゼンを含むことにより有害なものに限る。

※27、特定有害産業廃棄物のうち、ｶﾄﾞﾐｳﾑ、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、ヒ素及びその化合物を含むことにより有害なものに限る。

処理施設に関する記載内容

設置場所	設置年月日	施設の種類	廃棄物の種類	処理能力	処理方式	構造及び設備の概要
大村市富の原2丁目921番地	平成3年3月7日	廃プラスチック類等の焼却施設	廃プラスチック類、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、木くず、紙くず、汚泥、廃油、金属くず、ガラス陶磁器くず	1.6ｔ／日 (ただし汚泥は0.3ｔ／日) 8時間／日	乾留式	焼却室：乾留式ガス化炉 床面積２m^2 1号炉、2号炉 2次燃焼室燃焼温度:800℃～900℃ 燃焼ガス滞留時間：7.15秒 排ガス処理方法： バグフィルター集じん機による除じん及び高反応消石灰＋活性炭での除去 焼却灰処分方法：管理型埋立処分（外部）
大村市富の原2丁目921番地	平成3年3月7日	廃酸・廃アルカリの中和施設	廃酸 廃アルカリ	24m^3／日 8時間／日	中和攪拌施設	受け入れタンク８０m^3 汚泥の処理方法:スクリュープレス脱水機 排水の処理方法:中和･凝集分離処理 地下浸透防止方法: 鉄骨スレート建、床面防水コンクリート、防水塗装仕上げ、地下受入槽は防水コンクリート槽内にFRPタンク20m^3×4基設置。
大村市富の原2丁目921番地	平成10年4月21日	廃アルカリの中和施設	廃アルカリ	8m^3／日 8時間／日	中和攪拌施設	受入れタンク２０m^3 汚泥の処理方法：同上 排水の処理方法：同上 地下浸透防止方法：同上
大村市富の原2丁目921番地	平成3年3月7日	汚泥等の乾燥施設	汚泥（下水汚泥を除く） 廃油	9.6m^3／日 8時間／日	ロータリーキルン炉	ロータリーキルン乾燥炉 2次燃焼室以降は「廃プラスチック類等焼却施設」と同様の排ガス処理方法。
大村市富の原2丁目921番地	平成9年5月23日 平成24年2月14日 （固定式追加） 施設設置年月日 平成9年4月4日 許可番号 421053032	廃プラスチック類等の破砕施設	廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類	8～120ｔ／日 8時間／日	破砕機	２軸式破砕機、重量18500ｋｇ、定格出力125ＰＳ、全長6800㎜・全高3235㎜・全幅2800㎜ 除じん方法： 水スプレーによる除じん及び周囲７ｍの鉄プレート壁を設置 騒音・振動防止方法： 周囲7ｍの鉄プレート壁を設置、床面はコンクリート施工し安定